

## 福島原子力発電所事故に伴う野菜関連情報について

## 1. 経緯

## 【食品の安全性への影響】

- 3/16～ 食品安全委員会から、関連情報や基礎的な知識について説明。順次更新中(現在第10報)
- 3/17 厚生労働省から各県知事等に対し、食品衛生法上の暫定規制値を上回る食品については食用に供されることのないよう対応するよう通知
- 3/22～ 食品安全委員会において、食品衛生法に基づく放射性物質の指標値の検討開始

## 【放射性物質の検査結果】

- 3/19 茨城県産ほうれんそうから暫定規制値を超える放射能が検出された旨、公表
- 3/20、21 茨城県産ほうれんそうについて、別の産地のものから暫定規制値を超える放射能が検出された旨、追加公表
- 3/20 栃木県産ほうれんそう・かき菜、群馬県産ほうれんそう、千葉県産春菊から暫定規制値を超える放射能が検出された旨、公表
- 3/20、21、22 新潟県内流通の野菜について、暫定規制値を上回るものはなかった旨、公表
- 3/21 千葉県産及び埼玉県産ほうれんそうについて、暫定規制値を上回るものはなかった旨、公表
- 3/22 神奈川県産ほうれんそうについて、暫定規制値を上回るものはなかった旨、公表

## 【出荷制限・摂取制限】

- 3/21 原子力災害対策本部長(総理)から福島県、茨城県、栃木県及び群馬県知事に対し、県内で生産されたほうれんそう及びかき菜の出荷を制限するよう指示
- 3/23 福島県知事に対し、県内で生産された非結球性葉菜類、結球性葉菜類及びアブラナ科の花蕾類の出荷制限及び摂取制限を、カブの出荷制限を指示。また、茨城県知事に対し、パセリの出荷制限を指示

## 【供給の安定、風評対策】

- 3/20 農林水産省から全農に対し、茨城県以外の主要産地における出荷の前倒しや規格外品の出荷促進等を要請
- 3/20 消費者担当大臣から消費者に対し、食品における放射能検出について落ち着いた対応をするようメッセージ
- 3/20 農林水産省から食品関係団体に対し、事故発生以前の食品については問題ない等について通知
- 3/21 農林水産省から市場関係者に対し、出荷制限された以外の野菜の取扱いと円滑な流通の促進について通知
- 3/21 消費者担当大臣から消費者に対し、食品における放射能検出に伴う出荷制限について落ち着いた対応をするようメッセージ
- 3/22 農林水産省から小売・加工卸団体代表者に対し、出荷制限された以外の野菜の取扱いと円滑な流通の促進について通知

**\* 注記及び関連データ**

① 暫定規制値とは何か

- ・国際放射線防護委員会が勧告した放射線防護の基準を用い、食品衛生法に基づき暫定的に設定されたもの。野菜の暫定規制値は、放射性ヨウ素 2,000Bq/kg、放射性セシウム 500 Bq/kg
- ・科学的知見に基づき中立・公正な評価を行うべく、3月22日から食品安全委員会による審議が開始されている。

② 暫定規制値を超える食品を食べた場合の健康への影響

- ・暫定規制値は1年間食べ続けると初めて健康に影響が出る可能性があるというものであり、暫定規制値を超える食品を食べても、直ちに健康に悪影響が生じるものではない。
- ・例えば、500Bqの放射性セシウムが検出された飲食物を1kg食べた場合の人体への影響は東京からニューヨークに航空機で移動した場合の約14分の1、胃のエックス線集団検診の約86分の1である。

③ 調理による汚染の軽減

- ・洗う、煮る、皮や外葉をむくなどによって汚染の軽減が期待できる。

④ 流通している食品は大丈夫なのか

- ・厚生労働省から各県に対し、食品衛生法上の暫定規制値を上回る食品については食用に供されないように対応するよう通知されている。

⑤ 摂取制限・出荷制限

- ・摂取制限とは摂取を差し控えること、出荷制限とは出荷を差し控えることで、現在、複数の自治体の食品から、食品衛生法に基づく暫定基準値を超える放射能が検出されたことから、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が一部地域、品目の摂取制限・出荷制限を行うことを関係の県知事に指示している。
- ・摂取制限及び出荷制限は、対象の各県の各地域等の対象品目の分析の結果、暫定規制値を安定的に下回るようになった場合は解除することとされている。

出典:①～③、⑤ 食品安全委員会「東北地方太平洋沖地震の原子力発電所への影響と食品の安全性について」…参考1

④ 厚生労働省「放射能汚染された食品の取り扱いについて」…参考2

## 2: 現在行っている措置

### (1) 出荷制限・摂取制限

#### ① 摂取制限 (平成 22 年 3 月 23 日時点)

- ・福島県産: 非結球性葉菜類及び結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ等)、アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)、(3/23 指示)

#### ② 出荷制限 (平成 22 年 3 月 23 日時点)

- ・福島県産: 非結球性葉菜類及び結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ等)、アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)、カブ (3/23 指示)

ホウレンソウ、カキナ、原乳 (3/21 指示)

- ・茨城県産: パセリ、原乳 (3/23 指示)

ホウレンソウ、カキナ (3/21 指示)

- ・栃木県産: ホウレンソウ、カキナ (3/21 指示)

- ・群馬県産: ホウレンソウ、カキナ (3/21 指示)

### (2) 供給の安定、風評対策

#### ① 出荷団体 (全農) 向け

農林水産省生産局長名において、ほうれんそうの供給安定確保のため、茨城県産以外の主産地における出荷の前倒し・規格外の出荷促進等の協力を要請する文書を発出。(3/20)…参考 3

#### ② 消費者向け

蓮舂消費者大臣名において、食品における放射能検出及び検出に伴う出荷制限について、

- ・ 一時的に摂取したからといって直ちに健康に影響を及ぼすものとは考えられない
- ・ 政府として消費者の食の安全の確保に万全を期すため出荷制限の指示を決定等を説明し、根拠のない噂などにより混乱せず、確かな情報に基づき冷静に対応するようアピール。

また、福島県産の摂取制限対象品目の摂取を当分の間、見合わせるようアピール。(3/20、21、23)…参考 4 - 1 ~ 3

#### ③ 市場関係者向け

農林水産省生産局長名において、

- ・ 出荷制限対象地域における対象品目以外の品目については、科学的・客観的な根拠がある場合を除き、受託拒否の判断をすることは困難

- ・ 新たに暫定規制値を超えるものが見つかった場合、出荷制限の可否の判断がなされるまでの間に出荷自粛等を求める際には、科学的・客観的な根拠に基づいて必要な範囲で行うこと

等、生鮮食料品の円滑な流通の促進に資するよう依頼。(3/21)…参考 5

#### ④ 小売・加工卸関係団体向け

農林水産省総合食料局長名において、

- ・ 出荷制限の対象地域の対象品目は、対象地域から出荷されないし、市場にも流通しないこと

- ・ 出荷制限の対象外の地域の品目や対象地域内の対象品目以外の品目について、国から提供される情報等を理解の上、科学的・客観的な根拠に基づいて対処すること等通知。(3/22)…参考6

⑤ 食品関連団体向け

農林水産省総合食料局長名において、

- ・ 原発事故の発生前に生産・製造された農産物・食品等については、事故の発生後時以後も屋内で適切な管理の下で貯蔵されている限り、放射性物質を含む粉じんをあびることがないため、安全性が損なわれる可能性は極めて低い
  - ・ 科学的根拠に基づく冷静な対応をすること
- 等通知。(3/20)…参考7

⑥ その他

ほうれんそう等の出荷制限の指示直後の卸売市場での小売からの返品・規制対象以外の品目の敬遠の動きについて公表し、改めて関係者へ理解・冷静な対応を依頼。(3/22)…参考8